

報道機関 各位

枚方市提供

### 介護保険料の遡及賦課誤りについて

平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、「介護保険料の変更決定(賦課更正)は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後は、することができない」(介護保険法第200条の2)と新たに規定されました。

枚方市では、法改正後からこれまで特別徴収および普通徴収ともに、起算日を普通徴収の第1納期限である6月30日の翌日とする運用としてきましたが、令和5年9月8日付で厚生労働省より「特別徴収の場合、起算日は年金受給月の翌月5月10日の翌日」とする旨の通知が発出されました。

これにより、本来賦課決定できない期間に、介護保険料を増額または減額更正し、過大徴収または過大還付となったものです。

枚方市における影響については、平成29年以降の5月11日～7月1日の間に2年前の介護保険料に対して更正を行った特別徴収分となります。

### 記

#### 【対象期間】

平成27年度から令和3年度までの介護保険料  
(平成29年度から令和5年度までの遡及賦課更正実施分)

#### 【対象人数及び金額】

- ・過大徴収：30名 545,800円  
(うち、1名分(60,200円)については、未納のため徴収はしていません)
- ・過大還付：43名 1,130,200円

#### 【対応方法】

- ・過大徴収・・・全ての年度分について不当利得として対象者へ保険料を還付します(お知らせ文書発送予定)。
- ・過大還付・・・時効により徴収権が消失しているため、保険料の返還は求めません。

#### 【還付方法】

対象者に対し、11月30日付でお知らせ文書および還付手続き案内を発送し、12月25日に振込手続きを行う予定。

なお、一部還付加算金が発生することから、還付金額は558,700円(還付金545,800円、還付加算金12,900円)となります。

#### 【今後の対策】

法改正の際には、内容の解釈を適切に把握するとともに、国・府への確認及び他自治体やシステム業者との情報共有をすることなどにより、解釈の齟齬が生じないように徹底してまいります。

<お問い合わせ>

健康福祉部 長寿・介護保険課

電話：072-841-1460 FAX：072-844-0315